第五次環境基本計画の概要

資料4



環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- 計画は約6年ごとに見直し(第四次計画は平成24年4月に閣議決定)。
- ・平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に答申。
- ・答申を踏まえ、平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に連関・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDG s の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を 具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術など あらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の 同時解決に取り組む
 - 将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し 支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化



これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会 (「環境・生命文明社会」) を目指す

施策の展開

- 分野横断的な6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、 技術、国際)を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える 環境政策」として揺るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題

環境 相互に連関・ 複雑化

環境・経済・社会の 統合的向上

国際的な潮流

SDGs SUSTAINABLE **DEVELOPMENT** 時代の

パリ協定の採択

(パラダイムシフト)

地域循環共生圏

- ○各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - →地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - →地域の特性に応じて補完し、支え合う

農山漁村

自立分散型社会 (地域資源【自然・物質・人材・資金】の循環)

- ◆自然資源・生態系サービス
- · 食料、水、木材 自然エネルギー
- ·水質浄化、自然災害の防止 等





自立分散型社会 (地域資源【自然・物質・人材・資金】の循環) <mark>地産地消、再生エネルギー導入等</mark>

海



 $\|$

- 資金・人材などの提供
- ・エコツーリズム等、自然保全活動への参加
- ・ 地域産品の消費
- ・社会経済的な仕組みを通じた支援
- ・地域ファンド等への投資 等

里

地域循環共生圏(日本発の脱炭素化·SDGs構想)

− サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム −

